

八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業補助金交付要綱

(平成 30 年 8 月 1 日施行)

改正 平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日
令和元年 (2019 年) 12 月 4 日
令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日
令和 3 年 (2021 年) 8 月 1 日
令和 7 年 (2025 年) 8 月 1 日
令和 8 年 (2026 年) 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、認知症対応型共同生活介護事業所等を利用する八王子市内に住所を有する利用者のうち、要件に該当する低所得者の経済的負担を軽減するため、利用者負担の軽減を行っている事業者に対し、毎年度の予算の範囲内において補助することにより、円滑な介護保険サービスの利用に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第 2 条 介護保険法第 42 条の 2 第 1 項及び第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受け、八王子市内に、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象となる家賃等)

第 3 条 事業所の利用者が負担する家賃及び食材料費（以下「家賃等」という。）とする。

(補助金額)

第 4 条 補助額は、家賃等のうち補助対象事業者が利用者負担の軽減を行った額とし、別表 1 に定める額を上限とする。ただし、家賃等の 1 か月あたりの利用者負担額が上限額未満の場合は、利用者負担額を上限とする。

(補助対象事業者の申請)

第 5 条 補助対象事業者が補助を受けようとするときは、事業所ごとに、市長に、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業実施届（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 前項の届出の内容に変更があったときは、再度申請を行うものとする。

(補助対象事業者の承認)

第 6 条 市長は、前条に規定する届出を受理したときは、必要な審査をし、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業実施承認（不承認）決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

(軽減対象者)

第 7 条 軽減の対象となる利用者（以下「軽減対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 事業所の利用者のうち短期利用の利用者を除くもの
- (2) 介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）第 83 条の 6 の規定による有効な「認定証」（以下「認定証」という。）を交付されたもので、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定によ

る保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援を受けていないもの

（軽減対象者の認定）

第 8 条 第 6 条の承認を受けた補助対象事業者は、軽減対象者について、次の書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定申請書（様式第 3 号）
- （2） 認定証の写し
- （3） 入居日及び家賃等に係る契約書等の写し

2 市長は、前項の申請について必要な審査をし、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定通知書（様式第 5 号）により通知する。

3 第 1 項で申請した内容に変更があったときは、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定変更申請書（様式第 4 号）に変更の内容がわかる書類の写しを添えて申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請について必要な審査をし、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定変更通知書（様式第 4 号の 2）により通知する。

（認定の有効期間）

第 9 条 前条の認定の有効期間は、8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。ただし、最初の申請に対する認定の有効期間は、入居日を含む前条第 1 項（2）の認定証の適用年月日から最初に到来する 7 月 31 日までとする。

（認定の更新）

第 10 条 市長は、前条の有効期間が終了してからも引き続き第 7 条の要件に該当することを確認したときは、認定の更新を行い、様式第 5 号により通知する。

（軽減対象者非該当届）

第 11 条 補助対象事業者は、軽減対象者が第 9 条及び第 10 条の期間内に第 7 条の要件に該当しなくなったときは、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象非該当届（様式第 6 号）により市長に届出なければならない。

2 市長は、前項の届出により非該当を確認したときは、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定終了通知書（様式第 6 号の 2）により通知する。

（職権による軽減対象者の非該当）

第 12 条 市長は、前条の規定にかかわらず、職権で軽減対象者の非該当認定をすることができる。この認定をしたときは、様式第 6 号の 2 により通知する。

（交付申請及び実績報告）

第 13 条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、軽減対象者について、様式第 5 号及び様式第 4 号の 2 により通知された補助上限額までの家賃等を軽減し、軽減を行った月の翌月 20 日までに、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 7 号）に八王子市認知

症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業実績調書（様式第 8 号）、軽減対象者に発行した請求書の写し及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請及び報告しなければならない。

2 前項の申請及び報告は、前項の規定にかかわらず、会計年度内において、まとめて行うことができる。

（交付決定及び補助金の額の確定）

第 14 条 市長は前条の申請及び報告があったときは、審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定及び確定をし、八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第 9 号）により通知する。

（実績報告）

第 15 条 削除

（補助金の額の確定）

第 16 条 削除

（補助金の交付）

第 17 条 市長は、前条の通知に基づき補助対象事業者から提出される八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業補助金請求書（様式第 12 号）により補助金を交付する。

（是正のための措置）

第 18 条 市長は、第 14 条の規定による審査等の結果、その内容がこの要綱の規定に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

（交付決定及び確定の取消し）

第 19 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定及び確定の全部又は一部を取消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき
- （3） 補助金の交付の決定及び確定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき
- （4） 前 3 号のほか、この要綱及び他の法令に違反したとき

（補助金の返還）

第 20 条 市長は、前条の取消しを行ったときは、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じることができる。

（事情変更による届出）

第 21 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定及び確定を受けた後に、補助金交付申請及び報告の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(補助対象事業者の責務)

第22条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定及び確定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって本事業を行わなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、本事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要であると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項に規定する資料を、本事業の完了後、5年間保存しなければならない。

4 補助対象事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(様式)

第23条 この要綱で使用する様式は、別表2のとおりとし、その内容は別に定める。

(事業の見直し)

第24条 「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うこととする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

2 第5条に規定する補助対象事業者の申請その他の準備行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。

附則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年(2019年)12月4日から施行し、令和元年(2019年)10月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年(2025年)8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年(2026年)8月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助額

認定証の区分		補助上限額（月額）	
第 1 段階	高齢福祉年金受給者で世帯全員が 市民税非課税	家賃	35,500 円
		食材料費	37,300 円
		計	72,800 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、課税・ 非課税年金収入額と合計所得金額の 合計が 82 万 6,500 円以下	家賃	35,500 円
		食材料費	34,600 円
		計	70,100 円
第 3 段階①	世帯全員が市民税非課税で課税・非課 税年金収入額と合計所得金額の合計 が 82 万 6,500 円超 120 万円以下	家賃	20,800 円
		食材料費	25,900 円
		計	46,700 円
第 3 段階②	世帯全員が市民税非課税で、課税・ 非課税年金収入額と合計所得金額の 合計が 120 万円超	家賃	17,800 円
		食材料費	3,700 円
		計	21,500 円

別表 2（第 23 条関係）

様式

様式番号	様式の名称	関係条文
様式第 1 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業実施届	第 5 条
様式第 2 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業実施承認（不承認）決定通知書	第 6 条
様式第 3 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定申請書	第 8 条
様式第 4 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定変更申請書	第 8 条
様式第 4 号 の 2	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定変更通知書	第 8 条
様式第 5 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定通知書	第 8 条
様式第 6 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象非該当届	第 11 条
様式第 6 号 の 2	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業対象認定終了通知書	第 11 条
様式第 7 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼実績報告書	第 13 条
様式第 8 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業実績調査書	第 13 条

様式第 9 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業補助金 交付決定通知書兼確定通知書	第 14 条
様式第 10 号	削除	第 15 条
様式第 11 号	削除	第 16 条
様式第 12 号	八王子市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業補助金 請求書	第 15 条